

修習費用制度勉強会

修習給付金制度の税制上のあり方

昨年4月19日に裁判所法の一部を改正する法律が可決成立し、昨年11月採用の第71期司法修習生に対して修習給付金が支給されています。

一方で、新65期から70期の無給で修習を受けた世代への対応策については未だ手当がなされておらず、新65期修習終了者は本年7月に一回目の貸与金の償還が迫っています。

そこで、修習給付金制度と給費制制度の違いや、修習給付金の税制上のあり方等について知識を深めるため勉強会を開催することといたしました。

弁護士、司法修習生、及びこれから法曹を目指す皆様、ふるって御参加くださいますようお願い申し上げます。

日時：7月26日（木）

18時15分～19時30分

場所：兵庫県弁護士会館

神戸市中央区橘通1-4-3

**参加対象者：弁護士，司法修習生，
法科大学院生など**



※ 事前予約不要・参加無料・終了後懇親会有り

プログラム（予定）

- 1 修習給付金制度について
- 2 給費制時代の状況や
法的性質
- 3 税制上の観点からの分析
報告者：山中理司先生
(大阪弁護士会所属)
- 4 パネルディスカッション

